

一般会計収支予算など可決 — 第66回定期総会 —



平成14年度事業計画(案)、収支予算(案)に見入る代議員の皆さん=3月28日

新規事業に 創立五十周

沖縄県軍用地等地方主会連合会議第六十六回定期総会において開催されました。屋良政信会長は冒頭で個人名義無断借用の問題献金疑惑問題をお詫びすると陳謝しました。同議會への收支報告している」とも明らかにしました。一方、屋良会長からこの議案は原案通り可決され、任期満了に伴う理事事務官事十四人監事三人が満場一致で承認されました。まわれ、会長に花城清善氏が選任され同日就任しました。

新規事業に 創立五十周年記念事業を盛り込む

第六十六回 定期総会で承認された平成十四年度事業計画の基本方針は、次に掲げるとおりとなっています。

事業計画の 基本方針

平成14年度取支予算書(総括)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで						単位:千円
科 目	合 計	一 般 会 計	共 治 特 別 会 計	居 倉 不 地 管 理 会 計	会 特 別 會 計	運 営 會 計
基本財産収用取入	3,000					3,000
会 費 収 入	161,420	161,420				
補 助 金 等 収 入	20,671	20,670	1			
雑 収 入	6,884	2	6,760		1	121
預 金 収 入	12,849				12,849	
振 出 金 収 入	20,000		20,000			
入 会 金 収 入	200		200			
負 担 金 収 入	410					410
特定定額取扱取入	18,983	10,526	6,000	2,457		
確 保 金 収 入	16,647	2,620	8,251	5,775		1
当 期 収 入 合 計	261,064	195,238	41,212	21,082	3,532	
前期繰越収支差額	3	1	1	1	0	
貯 金 合 計	261,067	195,239	41,213	21,083	3,532	

II 支出の部

科 目	合 計	一 般 会 計	共 济 特 別 事 業 會 計	居 所 不 明 土 地 管 理 會 計	会 特 別 會 計	館 運 営 會 計
事 業 費	63,495	63,495				
涉 外 事 業 費	314		314			
政府受託事業費	20,669	20,669				
共済積立金運用事業費	3,661		3,661			
管 理 費	106,276	88,980	10,836	5,547	913	
固定資産取得支出	3	2	1			
預 金 支 出	2,588			2,587	1	
預 出 金 支 出	6,000		6,000			
特 定 預 金 支 出	37,812	5,004	20,060	12,748		
雜 入 金 支 出	16,647	14,027	1	1	2,618	
予 備 費	3,602	3,062	340	200		
当 期 支 出 合 計	261,067	195,239	41,213	21,083	3,532	
当 期 収 支 差 額	△3	△1	△1	△1	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	

沖縄県軍用地等主会連合会第六十六回定期総会は において開催されました。屋良政信会長は冒頭で、平成 で個人名義無断借用の政治献金疑惑問題に触れ「私二 をお詫びします」と陳謝しました。同協議会の收支額を している」とも明らかにしました。一方、屋良会長から の議案は、原案通り可決され、任期満了に伴う理事乃至 事十四人、監事三人が満場一致で承認されました。ま れ、会長に花城清善氏が選任され同日就任しました。

大城副会長ら退任

いたしました。大城松勇氏
（河合義一、名護秀一）、高官
でなかつたということは

厳しいものがある。とり
つて、組織を准寺、重善

資の増額要
(三) 共済事

業にかかる原
道丁動

(一) 財務及ア

会計の適切
る調査研究

でなかったというところは、北谷町美浜跡地での事例が示すとおりである。問地主の財産確保のため返還に伴うこれらを認め、問題の解決についていかなる行動を展開していくかなければならない。

厳しいものがある。とりわけ、組織を維持・運営するための財政事情は、超低金利の長期化等で衆志下地社会とともに大きく変化した。今後、健全なる運営を図るためにも、内部体制の改善に努力することは、対応した公金管理についても万全を期していくなければならない。

以上の諸状況を的確に判断し、平成十四年度において、次に掲げる事業を推進する。

一、政策要求事業について

(一) 駐留軍用地の返還に伴う問題解消要請行動

(二) 平成十五年度賃貸料額増額要請行動

(三) 共済事業の増額要綱(四) 位置環境の解決促進(五) 譲者等の提言・助言(六) 地域行委員会等(七) その他かかる資料研究二、刊行物について(一) 創立五(二) 土地運期(三) 関連刊行物(四) びインター広報活動(五) 三、公益法準の運用指

四 現行事業の充実・強化 (一) 公益事業の受託者負担の強化 (二) 財産管理事業の充実化 (三) 委任に伴う所有権者の管理強化
五 組織の充実化 (一) 策事業のペイオフ化 (二) 会員の公金管理の充実化
六 業の推進 (三) 創立五十

周年記念事業の充実・強化に対する対応した実地調査の確認調査による評議統一と併せて、年次会計の適切な検討に関する調査研究についての推進及び充実についての検討を行つた。

に行つものとする

第九十八条第二項から第六項までの規定は前項の規定による特定跡地の指定につき準

(市町村総合整備計画の策定) 用する。

村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があつたときは

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十一条第一項に規定する市

第一回に規定する町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地

について、県総合整備
計画が定められる場合
は、この限りでない。

第三節 大規模跡地給付金の支給

第一百三条 国は、大規模
跡地の円滑な利用を促進し、
第一百条第一項の規定により定められ

規定により定められた
県総合整備計画に基づ
く市街地の計画的な開
発整備及び原状回復に

長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等（大規模跡地の所有者又は賃借者）の也文

者又に賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この

条において同じ）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（復帰協定の

特別措置法（昭和二十一年法律第四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十二条に規定する補償金の一項當たりの額に其準則から該大規模跡地所有者等が該当土地を処分した日の前日までに期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合は、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準額以上に「補償金」において「額を減じて得た額」とする。前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の月総日数にて除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する）に千円万円を乗じて得た額から該当大規模跡地所有者等が支払

を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ一大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間に亘る現有の土地について当該大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、現有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を二の大規模跡地所有者等とみなす。

特定期跡地給付金の支給

百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等は賃借権その他政令で定める権利を有するものをいう。(以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るために、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項において「返還日」といふ。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該該土地を使用せず、所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返

還ほの翌日から三年を経過した日をいつ。」
から特定跡地給付金を支給するものとする。
この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他
の必要な事項は、政令で定める。
前条第二項から第四項までの規定は、前項
の規定による特定期地給付金の支給について
施行する。
この法律の失効
二条 この法律は、平成十四年四月一日から
施行する。
第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日
限り、その効力を失う。
第五章 大規模振興拠点駐車用地跡地の要件等
第十四条 法第九十八条
第一項に規定する政令で
定める範模は、三百ヘクタール以上とする。
第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものと
する。
その土地が二團の土地あること。
その土地が既成市街地

沖縄振興特別措置法施行令

共済資金融資貸付のご案内

- ご利用いただける方
土地共済会員又はその配偶者又は一親等の続柄の者(重複貸付は認めない)。
 - このような時にご利用下さい。
住宅資金・事業資金・教育資金・乗用車購入資金及びその他。
 - 融資申込手続
共済資金融資のあっせん申込書の提出
(既往会員の場合)
 - 所属地主会窓口で「あっせん申込書」に必要事項を記入し提出して下さい。
 - 同申込書の添付書類として掲出金預り証(写)が必要です。
 - 「預り証・消失によろ」会員証明書発行の場合は事務取扱手数料500円が必要です。振込手数料は各自負担
 - (新規会員の場合)
 - 所属地主会窓口で「あっせん申込書」に必要事項を記入し提出して下さい。
 - 同申込書の添付書類として掲出金払込みの「掲出金受取書・振込受付書(控)」が必要です。但し、利率につきましては、平成14年4月1日(月)から平成14年9

- 借入手続及び融資実行
融資希望金融機関より融資の通知がありしだい、当該金融機関において借入に関する諸手続をすること。ただし、融資実行までは約1ヶ月～1ヶ月半程度の期間を要

- 参照書類
 - 土地賃借料算定調査書及び土地明細書(コピー)
 - 土地登記簿謄本(原本)
 - 戸籍謄本または抄本(配偶者又は一親等の借入に限る)
※印鑑(朱印)及び預り証持參

融資の条件

1. 融資限度 最高額1,000万円
2. 期間 15年以内
3. 利率 長期ブライムレート適用+α(年2回金利見直し)
4. 担保 当該軍用地及びその他
5. 保証人 原則として不要
6. 償還方法 同期毎、半年割引、即時払

※詳しく述べは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

に隣接する土地である」
（特定跡地の要件）

第三十五条 法第二百一一条
一項に規定する政策で定める規模は、五ヘクタール以上とする。

大规模跡地給付金の支受け手（手続等）

第三十六条 法第二百二十三条
一項に規定する大規模地給付金（以下この条において単に「大规模地給付金」といふ。）は、給付金額（以下「年」といふ）は、其華日以後、年ごとに一分の割合期間について、給するものとす。

2 大规模跡地給付金の支給を受けようとする者

内閣府令で定めるところにより、那霸防衛施設司令部は、支給金を支給するに際して、大規模跡地給付金の有無を査定し、逓減なく当該申請者に通知しなければならない。

局 防 痕 な 前 け 及 大 支 を 申 な よ 閲 施 一項に規定す 第三十七条 法

を那防衛任すること
第一項後段
令で定める
付金の支給
期間は、法
一項に規定
地における
的な開発整
勘査して
める期間と
する。
金の支給の
附 則
(施期日)
第一條　この政令は、法の
施行の日（平成十四年四
月一日）から施行する。

平成14年（2002年）5月10日

陸上・白川分屯地 座村軍用地等地主会 地主施設 子宜野座三九六（宜野座村役場内） 長瀬克康 五長 浦崎克康 地主數二五一名
金武二三四・七 ナヤンブ・ハンゼン ナヤンブ・シユワブ
長 仲間信 地主數一八四六名
園施設
町軍用地等地主会
金武二三四・七 ナヤンブ・ハンゼン ナヤンブ・シユワブ
長 仲間信 地主數一八四六名
園施設
ナヤンブ・ハンゼン ナヤンブル訓練場 （金 武二三九・七） チ訓練場 （金 武レッド・ビ チ訓練場、空自。 沖縄県分屯基地、沖縄 市軍用地等地主会
事用用地 事用用地
東前川三八（伊江 港場内）
長 野原哲男 地主數一〇七七名
園施設
江島補助飛行場
市軍用地等地主会
石崎一（石川 県役所内）
長 仲根正雄 地主數二五一名
園施設
那納糖業園地区
町軍用地地主会
平安名三〇三一・勝 斎役場内

・字高木保（三〇一）
・JA読字店（隨）
・会長 屋政信
・地主數 五三四名
・閑施施設
嘉手納彈薬庫地区、
瀬名波通信所 楚辺四
通信所、トリー通信施設、
読書補助飛行場

臺納四用地等主会場

・字嘉手納（〇五）四
・会長 読題安貞
・地主數 三三二名
・閑施施設
嘉手納彈薬庫地区、

北谷町用地等主会場

・字吉原九七八
・会長 喜友名朝昭
・地主數四〇八三名
・閑施施設
嘉手納彈薬庫地区、
嘉手納飛行場 キヤ
ンブ、桑江、キヤ
ブ、瑞慶賀、陸軍時
油施設、沖縄電力用
地

・宇安谷屋二三五三（一）
・JA北中城支店（隨）
・会長 嘉屋政潤（一）
・地主數二〇七名

・会長、志喜屋新孝	・地主数二二七名
・陸自、知念分屯地	・関連施設
・空自、知念分屯基地	・自宅
・市役所内	・会長 平良信夫
・潮崎町一、一（糸満市軍用地地主会）	・地主数四六名
・山地	・地主数一〇五名
・丘陵	・関連施設
・地、陸自、南与座岳	・空自、与座岳分屯基地
・地	・兼城一七〇・三（糸満市軍用地地主会）
・地	・会長 喜久里猛
・地	・地主数五四名
・地	・関連施設
・地	・空自、久米島分屯基地

知事へ面談「北
大学院大学の
ため来所

五月 日 沖縄県国際父
親節

一八日 创立五十周年
員長發足

一九日 ▶ 正副会長、平
田一郎、伊藤義典
案示対策のた
く

二天日 ▶ 沖縄振興新法
のため来所

【月】

一五日 ▶ 創立五十周年
記念式典

一六日 ▶ 沖縄振興新法
連會長へ最終答
え

一八日 ▶ 沖縄振興新法
連會長へ最終答
え

一九日 ▶ 北谷町美浜区
メイモスクカラ
りドラム缶が多
く散乱する現象
された汚染物質
防衛施設局長
創立五十周年
北部地区代議
員の推薦

一八日 ▶ 中部地区代議
員の推薦

一九日 ▶ 南部地区代議
員の推薦

二〇日 ▶ 正副会長、経
定にあたつての
三月

三三日 衆議院(沖縄
第六十六回定
議院)沖縄

市町村地主会紹介

那霸軍用地等地主会	那霸港溝施設、嘉納飛行場、空自、那霸基地、空自、那分出基地、陸自、霸訓練場、陸自、霸駐屯地、陸自、霸駐屯地那霸宿舍、那霸空港用地、那空港用地日サナイ
山谷用地	山谷用地日サナイ
山下町一六一六	山下町一六一六
会長 我那瀬伴洋	会長 我那瀬伴洋
地主数 七二五名	地主数 七二五名
関連施設	関連施設
那霸港溝施設、空自	那霸港溝施設、空自
那霸基地、陸自、	那霸基地、陸自、
霸訓練場、陸自、	霸訓練場、陸自、
霸駐屯地、陸自、	霸駐屯地、陸自、
霸駐屯地那霸宿舎	霸駐屯地那霸宿舎
那霸空港用地	那霸空港用地
東風平町軍用地等地主会	東風平町軍用地等地主会
字東風平二〇五	字東風平二〇五
風平町役場内	風平町役場内
会長 金城榮幸	会長 金城榮幸
地主数 約五名	地主数 約五名
関連施設	関連施設
空白、与座岳分屯地	空白、与座岳分屯地
地、陸自、与座分屯地	地、陸自、与座分屯地
閏連施設	閏連施設
陸自、南与座分屯地	陸自、南与座分屯地
知念村軍用地等地主会	知念村軍用地等地主会
字久手堅三一(知	字久手堅三一(知
村役場内)	村役場内)

会長	吉野新孝
地主数	二七名
空苦	知念分屯
陸自	知念分屯地
佐敷町軍用地等地主	佐敷四九〇(会)
字佐敷四九〇	自宅
会長	平良信夫
地主数	四六名
関連施設	
空苦	知念分屯
県志川軍用地等地主会	糸満市軍用地地主会
潮崎町一、一(系)	市役所内
長自宅	会長 上原繁雄
喜房甲彌	地主数 ○五名
地主数五四名	関連施設
関連施設	空苦 与座岳分屯
空自 南与座	地 陸自 南与座
地	屯地
・字兼城	・字兼城
七〇・三	七〇・三
長自宅	長自宅
喜房甲彌	会長 喜房甲彌
地主数五四名	地主数五四名
関連施設	関連施設
空自 久米島分屯	空自 久米島分屯
地	地

知事へ面談
「大学院大学へのため所」の案示対策の実施

五日　沖縄県国際
二六日　沖縄振興新
員長発足

一九日　正副会長平
二月　創立五十周年
一日　創立五十周年
六日　沖縄振興新
八日　沖縄振興新
九日　北谷町美浜
メイドスカラ
りドーナツ缶が
一二日　沖縄振興新
連食糧最終
二七日　会長外八人
め上京

三月
一日　創立五十周年
八日　那覇防衛施
された洋服物
九日　防衛施設庁
一四日　創立五十周年
五日　北部地区代
員の推薦

八日　中部地区代
員の推薦　創
員長、土地連合
九日　南部地区代
員の推薦

二〇日　正副会長、
定にあつたとして
三月
三日　衆議院、沖縄
二八日　第六十二回国
二五日　参議院、沖縄

中城村長、議長、地主会長、
業務検討委員会、砂川直義
十四年度政府予算財務省
策特別委員会開催第九回
の上京